

初開講!! オンデマンドセミナー 人事労務



『育児・介護休業法の改正ポイントと手続き編』

本セミナーは2024年4月15日(月)にオンラインセミナーを配信した際に同時収録し、編集した内容となります。

育児・介護休業に関する法律は、昨今の社会的な関心の高まりや、頻繁な法改正もあり、各法人における対応の負担感が増しているところと思われます。そこで直近の法改正の流れと内容を確認し、その手続き等についても把握していくことで、法人の労務管理が適切に行われ、職員の方も安心して勤務できる環境づくりを進めて頂ければと、このセミナーを初めて開講することになりました。

講師は、労務トラブル対応、労務相談に強みを持つ特定社会保険労務士の森山幸一先生です

この機会に奮ってご受講くださいますようお願い申し上げます。

- ◆ 視聴期間 2024年6月1日(土)0:00～6月30日(日)23:55
- ◆ 視聴時間 約3時間（視聴期間内は、いつでも、何度でも、途中からでも、自宅でも視聴可能です。1.5～2倍速での視聴も可能です。）
- ◆ 講師 特定社会保険労務士 森山 幸一 先生
- ◆ 定員 50名(先着順)
- ◆ 受講料 会員 11,000円(税込価格)
非会員 16,500円(税込価格)

※ 同一法人で複数名のお申し込みをされる場合の受講料は、上記金額×人数分となります。

◇講義内容◇

I. 育児・介護休業法の法改正について

1. 令和3年6月改正について

- (1)男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業「産後パパ育休」の創設
- (2)育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
- (3)育児休業の分割取得
- (4)有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

2. 過去の法改正の把握

- (1)介護休業に関わる改正
- (2)育児休業に関わる改正
- (3)育児・介護に関わる雇用管理上の措置義務付け
- (4)育児休業期間の延長に関する改正
- (5)育児休業等制度の個別周知
- (6)育児目的休暇の新設
- (7)子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得



II. 育児休業・介護休業時の必要な手続きについて

1. 育児休業に関係する給付金・社会保険料免除等の手続きについて

- (1)産前産後休業の給付金・社会保険料免除等手続き
- (2)育児休業の給付金・社会保険料免除等手続き
- (3)産後パパ育休の給付金・社会保険料免除等手続き

2. 介護休業に関係する給付金等の手続きについて

- (1)介護休業の給付金等手続き

受講ご希望の際は協会 HP からまたは裏面お申し込み用紙へご記入の上、FAXをお願いします。ご不明な点等ございましたら、(公財)公益法人協会事務局セミナー担当 (TEL : 03-6824-9874) まで遠慮なくお問合せ下さい。

